

中央区における被災者支援に関する各種制度

【経済的支援】

制度の名称	制度の概要	必要な添付書類	問合せ先
災害弔慰金	自然災害により死亡された区民のご遺族に対し災害弔慰金を支給します。	・災害弔慰金支給調査票兼受領申出書 (区外で死亡した場合) ・死亡地の自治体の発行する被災証明書 (遺族が区民でない場合) ・遺族であることを証明する書類	福祉保健部地域福祉課庶務係 03-3546-5342
災害障害見舞金	自然災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に障害を負った区民の方に災害障害見舞金を支給します。 ※対象となる障害の程度には基準があります。	・医師の診断書 (区外で負傷や疾病の状態となった場合) ・負傷又は疾病にかかった地の自治体の発行する被災証明書	福祉保健部地域福祉課庶務係 03-3546-5342
被災者生活再建支援金 (被災者生活再建支援法)	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給します。	・支援金支給請求書 ・住民票 ・り災証明書 ・預金通帳の写し ・その他関係書類(住宅の購入・補修、借家の賃貸借等に係る契約書)	福祉保健部地域福祉課庶務係 03-3546-5342
災害援護資金の貸付	自然災害により、世帯主の負傷(療養期間が概ね1か月以上)、家屋等の損害のいずれか、または両方を受けた世帯の世帯主に対し、必要な資金を貸し付けます。	・災害援護資金借入申込書 (世帯主の負傷を理由とする場合) ・医師の診断書 ・身分証明書 (被害を受けた日の前年に、他の区市町村に居住していた場合) ・所得課税証明書	福祉保健部地域福祉課庶務係 03-3546-5342
義援金	自然災害により、中央区に寄せられた義援金について、中央区災害義援金配分委員会を設置し、被災した区民等に対して適正・公平に配分を行います。	・義援金申請書兼請求書 ・り災証明書	福祉保健部地域福祉課庶務係 03-3546-5342
小災害り災者見舞金	災害救助法の適用を受けるに至らない火災、風水害等の小災害を受けた区民に対し見舞金又は弔意金を支給します。	なし	防災危機管理課 03-3546-5287
応急小口資金	災害等により住宅または家財に被害を受けた場合等で、応急に資金を必要とし、その資金を他から借り受けることが困難である場合に資金を貸し付けます。	・貸付(税・住基情報)同意書 ・使途の経費を証明する書類(見積書)	福祉保健部地域福祉課福祉総合相談係 03-6278-8059
生活福祉資金制度による貸付 (福祉費・災害援護費)	低所得世帯(生活保護基準額のおおむね1.9倍以内)のうち、他から融資を受けることが困難な者で、この資金の貸付を受けることによって、災害による困窮から自立更生のできる世帯に貸し付けを行います。	・世帯全員が記載された住民票、収入証明、罹災(被災)証明書、使途に応じた見積書など。 ・連帯借受人、連帯保証人がいる場合は、それぞれの住民票、収入証明。	社会福祉協議会管理部庶務課 03-3206-0506
母子父子寡婦福祉資金貸付金	災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。	・り災証明書他 ※ 詳しくは、子育て支援課子育て支援係までお問合せください。	子育て支援課子育て支援係 03-6278-8403
災害ごみの処理手数料等の減免	災害等により被災された場合など特別な理由があると認めるときは、廃棄物処理手数料等の減額・免除を行います。	り災証明書	中央清掃事務所作業係 03-3562-1521

【保育・教育面の支援】

事業名	内容	必要な添付書類	問合せ先
保育園徴収金等の減額	災害等により著しい損害を受けた場合は、その損害に応じて減免します。	・り災証明書 ・損失金額が確認できる書類 ・保険金等で補填される金額が確認できる書類	保育課保育入園係 03-3546-5387
児童扶養手当等の特別措置	被災者に対する児童扶養手当、特別児童扶養手当について、所得制限の特例措置を講じます。	・り災証明書他 ※ 詳しくは、子育て支援課子育て支援係までお問合せください。	〈児童扶養手当に関すること〉 子育て支援課子育て支援係 03-3546-5350 〈特別児童扶養手当に関すること〉 障害者福祉課障害者福祉係 03-3546-5389

【税の支援】

事業名	内容	必要な添付書類	問合せ先
特別区民税の納税緩和措置	① 期限の延長 災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は区税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、期限を延長します。	・納期限・提出期限延長申請書 ・延長を必要とする理由を証明する書類	税務課課税係 03-3546-5270
	② 徴収猶予 災害により財産に被害を受けた納税義務者等が区税を一時に納付することができないと認められるときは、申請に基づき徴収を猶予します。	・徴収猶予の申請書 ・収入の減少等を証する書類(売上帳、給与明細、通帳のコピー等) ※猶予金額が100万円以下の場合 ・財産収支状況書 ※猶予金額が100万円を超える場合 ・財産目録 ・収支の明細書 ・担保提供書 等	税務課整理係 03-3546-5279
	③ 滞納処分等の執行の停止等 災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分等の執行、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講じます。	・換価の猶予申請書 ・延滞金免除申請書 等	税務課整理係 03-3546-5279
	④ 減免 被災した納税義務者等に対し、状況に応じて減免を行います。	・特別区民税・都民税減免申請書 ・事由を証明する書類	税務課課税係 03-3546-5270

軽自動車税（種別割）の減免	被災した納税義務者等の状況に応じて減免を行います。	・り災証明書	税務課管理係 03-3546-5266
---------------	---------------------------	--------	------------------------

【医療・福祉面の支援】

事業名	内容	必要な添付書類	問合せ先
国民健康保険料の減免等	① 減免 災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険料を減免します。	・り災証明 ※ その他状況に応じて必要書類が異なりますので、保険年金課資格係までお問い合わせください	保険年金課資格係 03-3546-5364
	② 徴収猶予 災害により、財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められるときは、申請に基づき徴収を猶予します。	・り災証明 ※ その他状況に応じて必要書類が異なりますので、保険年金課資格係までお問い合わせください	保険年金課資格係 03-3546-5364
国民健康保険一部負担金の免除等	災害等による収入の減少などの特別な理由により生活が著しく困難になった被保険者に対し、医療機関での一部負担金の支払いを猶予または免除します。	・り災証明	保険年金課給付係 03-3546-5361
国民年金保険料の免除等	被保険者（強制加入）又はその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが著しく困難な事情にあるときは、免除申請を受け付け日本年金機構宛て送付します。	・り災証明	保険年金課年金係 03-3546-5371
後期高齢者医療保険料の減免等	① 減免 火災等被災による著しい損害を受けた被保険者から減免申請を受け、東京都後期高齢者医療広域連合長あて送付し、保険料を減免します。	・り災証明 ※ その他状況に応じて必要書類が異なりますので、保険年金課資格係までお問い合わせください	保険年金課資格係 03-3546-5364
	② 徴収猶予 火災等被災による損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請を東京都後期高齢者医療広域連合長あて送付し、徴収を猶予します。	・り災証明 ※ その他状況に応じて必要書類が異なりますので、保険年金課資格係までお問い合わせください	保険年金課資格係 03-3546-5364
後期高齢者医療一部負担金の免除等	災害等による収入の減少などの特別な理由により生活が著しく困難になった被保険者に対し、医療機関での一部負担金の支払いを猶予または免除します。	・り災証明	保険年金課給付係 03-3546-5361
介護保険料の減免等	災害その他特別の事情により生活が著しく困難になった世帯の被保険者に対し、猶予または減免を行います。	(猶予の場合) ・介護保険料徴収猶予申請書 (減免の場合) ・介護保険減額・免除申請書	介護保険課介護認定係 03-3546-5385
介護保険サービス利用者負担額の減免	災害等による収入の減少などの特別な理由により生活が著しく困難になった被保険者に対し、介護保険サービスを受けるための自己負担額を減額または免除します。	・介護保険利用者負担額減額・免除申請書 ・収入・無収入申告書	介護保険課事業者支援給付係 03-3546-5377
障害福祉サービス等の利用者負担額の減免等	災害等による収入の減少などの特別な理由により生活が著しく困難になった利用者負担がある方に対し、軽減措置を講じます。	・利用者負担減額・免除等申請書 ・り災証明書	障害者福祉課相談支援係 03-3546-6032

【住まいの確保・再建のための支援】

事業名	内容	必要な添付書類	問合せ先
生活福祉資金制度による貸付（福祉費・住宅補修費）	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯を対象に、災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要資金を貸し付けます。	・世帯全員が記載された住民票、収入証明、工事費用見積書など。 ・連帯借受人、連帯保証人がいる場合は、それぞれの住民票、収入証明	社会福祉協議会管理部庶務課 03-3206-0506
東京都母子及び父子福祉資金の住宅資金	災害により住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯を対象に、住宅の建築、購入、補修、保全、増築、改築等に必要資金を貸し付けます。	・り災証明書他 ※ 詳しくは、子育て支援課子育て支援係までお問合せください。	子育て支援課子育て支援係 03-3546-5350
中央区女性福祉資金の住宅資金	災害により住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた女性を対象に、住宅の建築、購入、補修、保全、増築、改築等に必要資金を貸し付けます。	・り災証明書他 ※ 詳しくは、子育て支援課子育て支援係までお問合せください。	子育て支援課子育て支援係 03-3546-5350

【中小企業への支援】

事業名	内容	必要な添付書類	問合せ先
災害復旧資金融資のあっ旋	火災及び風水害等により損害を受け、り災証明（災害救助法の適用を受けた場合を除く）等の交付を受けた区内で1年以上事業を継続する中小企業を対象に、必要な運転・設備資金の融資をあっ旋し、貸付に伴う利子補給や信用保証料の補助を行います。	・り災証明書等 ・法人登記簿謄本 ・印鑑証明書 ・納税証明書 ほか	商工観光課相談融資担当 03-3546-5333
継続支援（運転・設備・小規模企業特別緊急運転）資金・応援（経営改善支援）資金融資のあっ旋	区内で1年以上同一事業を継続する中小企業を対象に、必要な運転・設備資金の融資をあっ旋し、貸付に伴う利子補給や信用保証料の補助を行います。	・法人登記簿謄本 ・印鑑証明書 ・納税証明書 ほか	商工観光課相談融資担当 03-3546-5333
創造支援資金融資のあっ旋	区内で創業し（創業時、他の事業を営んでいなかった個人に限る）、継続して同一事業を営んでいる1年未満の中小企業を対象に、必要な運転・設備資金の融資をあっ旋し、貸付に伴う利子補給や信用保証料の補助を行います。	・創業（事業）計画書 ・法人登記簿謄本 ・印鑑証明書 ・納税証明書 ほか	商工観光課相談融資担当 03-3546-5333